

# 令和6年第8回農業委員会議事録

令和6年8月26日

長瀬町農業委員会

## 令和6年第8回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和6年8月26日  
開催年月日 令和6年8月26日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人  
閉会時刻宣告者 13時51分 事務局長 常木 真人  
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		農地利用最適化推進委員
7	井上ゆかり		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤

### ○欠席委員

第4区域 野口 稔

議事参与者 事務局長 常木 真人 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、ちょっと早いんですけども、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきます。

今日は、お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年第8回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに、宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

大分暑さが続いております。お盆を過ぎても、まだ暑さがかなり強い状況でございますので、体調に気をつけていただきたいなと思います。台風も大分西寄りになりましたけれども、まだまだ心配なようですので、事前の備えなど、ご留意いただければなというふうに思います。

さて、今、話がちょこっと出ていましたけれども、24日のテレ朝で、暮林さんご夫妻の取組がテレビ番組で紹介されました。非常に、プロがつくるとうまいなと感心させられましたけれども、いいPRになったのではないかなというふうに思います。常木さんには大変ご苦労さまでした。

関連してですけれども、先月の25日の農業委員会の後、ふるさと農園のゴマを播種させていただきました。ご協力いただきました方、お礼申し上げます。かなりオキている状態で、何か画像がありますようです、後で回していただければと思います。

それから、武井さんには、8月9日にふるさと農園の除草をいただきまして、ありがとうございます。武井さんの機械がないと、にっちもさっちもいきませんので、これからもよろしく申し上げます。

それでは、委員会のほう、よろしくお願いいたします。

○2番林 春政委員 今日はこれから、終わったら、のり面の草全部刈ってきます。

○事務局 シルバー要員。シルバーじゃない。

○2番林 春政委員 ボランティア。

○事務局長 ありがとうございます。

では、早速議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願  
い  
します。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたし  
ま  
す。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開き  
ま  
す。

なお、本日の会議に欠席の届けが、推進委員の野口委員よりありましたので、報告させて  
い  
た  
だ  
き  
ま  
す。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

3番、武井哲夫委員、4番、朽原仁委員を指名したいと思います。ご異議ございません  
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に3番、武井哲夫委員、4番、朽  
原  
仁  
委  
員  
を  
指  
名  
い  
た  
し  
ま  
す。

---

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について、議題とします。

農地法第3条、番号1、———氏所有農地を———氏が  
農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1についてご説明いたします。

こちらの案件は、先月、議案第2号 農地法第5条、番号2で自己用住宅で申請のあった

案件で、自己用住宅予定地に隣接する農地となります。こちらを取得するための申請となっております。

こちらの先月行った案件につきましては、現在、県の審査過程で、保留とはなっておりますが、許可見込みとなっておりますので、こちらのことを踏まえて説明をお聞きください。

譲受人住所・氏名、  
さん、譲渡人住所・氏名、  
さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字、地目は畑、面積は162平米の1筆です。

権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は根岸区内、長瀬町保健センターから北西約100メートルにある場所です。

裏面に現況写真がございますので、ご覧ください。

次に、農家の状況となりますが、耕作農地を所有、借入地はございませんが、冒頭説明をしたとおり、隣接地に自己用住宅を建設予定で、完成次第、移住をする予定となっているようです。

農業従事者は、本人と妻です。

年間農業従事日数は、本人180日、妻180日ということです。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は162平米、現在の利用状況は休耕中となっております。

次に、資金計画は、です。

次に、作付計画ですが、作付品目は、レモン、ユズ、ライムの果樹類やジャガイモ、サツマイモです。作付の時期は、移住終わった後の令和7年4月以降を予定しているようです。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場等から300メートル以内にある農地として、第3種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中34号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 山口です。

8月21日の水曜日に、私と推進委員の堀口さん、事務局の小川さんと、—————さんの夫妻と、あと代理人の調査士という人が入って、6人で現場を見まして、先月の7月19日に、土地の、家を建てるということで、その現場を見に行くと、そのときは二、三十センチの径の木が生えていたんですけども、五、六本生えていたんですけども、それもすっかりきれいになって、草刈りもすっかりきれいになっていて、周りも、裏の人は何という人か知らないけれども、来て、またその人も加わって少し話しして、いい具合に流れているんじゃないかと思います。

別に問題ないと思うので、よろしくをお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

8月21日、農業委員の山口さん、譲受人の—————夫妻、代理人さん、それから事務局の小川さんと立ち会ってまいりました。

写真を見ると、すごい草が生えているようですけども、前の日に除草したようで、本当にきれいに除草されておりまして、境界のくいですかね、あれもはっきりと確認できるような状況でありました。特に問題はないと思います。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

小川さん、—————さんはどういう方でしたか。

○事務局 —————さん、日本にいられて20年以上たたれていまして、日本語につきましても、普通に会話できる程度には日本語ができる方でした。奥様のほうも、地元が川越市ご出身ということで、こちらの地を選んだ理由として、昔から秩父地域のほうによく遊びに来ていたということで、今、ご夫婦になられて、キャンプにもよく来られているそうで、その中で、いい土地ないかなと探していたところをちょうどマッチングして、かつ畑の作業についても、意欲的にやっていきたいということで、今回申請をされたということで話ができました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

○須賀 勤委員 旦那さんの国籍は、どこの……

○事務局 国籍はニュージーランドですね。

○須賀 勤委員 それで、これは別段、法律的に……

○事務局 そうですね、法律的にも、国籍によって取得できないということはないのですが、昨今のニュースなどで、外国人の方が土地取得についてということで、問題になっているケースが、皆様も耳にされていることがあるかと思うんですけども、特段、国籍によって申請を受けることができないということはないと、そこについて、事務局のほうからも、調査対象にはなってしまうという話は、本人含め代理人にはしまして、調査対象にならないように、奥様で取得された方が今後はという提案もさせていただいたんですけども、——さんご夫婦のほうで、ご主人の名前で取得したいという意向が強かったため、——さんの名前で申請が上がってきています。

○議長 話の限りでは、心配なさそうなのでありますので。

○須賀 勤委員 面積も面積ですから。

○事務局 そうですね。

○議長 家庭菜園ぐらい。

○須賀 勤委員 地目が山林じゃないし。

○事務局 そうですね。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 次に、農地法第4条、番号1、———氏所有農地を住宅敷地の拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

申請者住所・氏名、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字—————、—————、地目はともに畑、面積は23、323の合計346平米の2筆です。

転用の目的は、住宅敷地の拡張となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上袋区内、長瀬町商工会から北西約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、本土地は祖父より相続し、私が子どもの頃から現状の状態でした。家屋も空き家になっており、放置するわけにもいかないので、今後は貸家として貸し出す予定のため、申請するものですということです。

こちらの件につきます補足の説明になりますが、こちらのほうは、昨年11月の除外の申請で出てきている案件となります。除外のほうが終わり、青地から白地となり、その後進んでいく中で、当初の段階では貸出しの予定だったそうなのですが、売却することになりました。現在は宅地のお家部分につきましては、新しい方が住んでおりました。その状況を県のほうにも確認したところ、当初の昨年11月の申請と同様の理由で話を進めてほしいという指示があったため、当初の理由で説明を進めさせていただいております。

次に、資金計画となりますが、新たに発生する資金はございません。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、300メートル以内に駅、役場等が存在する農地として、第3種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、こちらは町道本中107号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。



○5番野原隆男委員 野原です。

説明をします。

8月21日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと、現地確認に行きました。

場所については、場所は事務局の説明にあったとおり、上袋区内の長瀬町商工会から北西約150メートルにある場所です。

現地については、現地を見ましたが、事務局の説明にもあったとおり、新しい人が住んでおりました。農地部分については、申請人が子どもの頃から宅地の庭として利用していたということで、農地への復元も困難と思われるため、転用するのはやむなしと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

8月21日、農業委員の野原さん、それから事務局の小川さんと立ち会ってまいりました。

この地図の西側のほうに、納屋というんですか、物置がございまして、それ以外は、長期間庭という感じで、砂利が敷いておっても、庭として使用されているような状況でありまして、転用やむなしという感じで見てまいりました。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっといいですか、これ、単純に追認ということでもいいんですか。

○事務局 そうですね、はい。

今、追認という表記がない理由につきましては、県のほうから指示のほうがありまして、追認ということが容認されると、やってしまったものが全て通ることになってしまうため、追認という表記はやめてほしいという指示が、要はやっちゃった者勝ちになってしまう、後からごめんなさいと言えば、何でもなっちゃうよということなので、追認という表記は……

○9番齊藤喜久夫委員 今まではずっと追認でやっていたから、逆に違和感持った。ずっと生まれたときから駐車場として使っていて、今さらという感じじゃない。

○事務局 そうですね。

○議長 追認のほう分かりやすい……

○事務局 分かりやすいんですけども……

○議長 そのとおりなんですけれども、ただ、県から……

○9番齊藤喜久夫委員 県の指導じゃしょうがないか。

○事務局 そうですね。

○議長 使わないでくれということなので。

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、初めに、9月の委員会日程でございます。

9月の委員会は、25日水曜日、午後1時30分からとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、9月25日水曜日、午後1時30分からといたします。

事務局から、ほかに何かございますか。

○事務局 先月の許可の状況になりますが、4条2件と5条4件につきましては、県の審査過程で追加書類を求められておりまして、保留とはなっておりますが、許可見込みとなっております。

農園の関係、冒頭会長からも説明あったとおり、ゴマのほうは順調に育っております、今、写真のほうを回ささせていただいたんですけれども、作業のほうで、暮林さんのほうが生懸命草を引っこ抜いてやっただけで、どこか見に行かれるタイミングとかもしあれば、様子を見に来てもらえると、でも状況分かるので。

また育って、いざ収穫となったとき、またご案内できればと、今話をしております。

あと、テレビ放送につきまして、当初の予定が9月の予定だったんですけれども、事前に皆さんに告知できず、申し訳ございませんでした。もし、T V e rとか見られたんですよ。もし何かで見られるタイミングがあれば、見ていただけると。

(「小川さんは出なかったね」と呼ぶ者あり)

○事務局 私、出なかったですね。常木さんがそう……

あと、すみません、ちょっと置かせていただいたんですけれども、来月9月11日の水曜日に、先月案内させていただいた羽生の研修の件なんですけれども、すみません、参加が難しいという方の机にも置かせていただいたんですけれども、参加される方につきましては、こちらに書いてある集合時間で、現地に向かえればなと思います。

今の段階で、参加が難しくなったなという方などいらっしゃいましたら、また事務局のほうまでご連絡いただければと思います。一応乗り合わせで、8人乗りの車と5人乗りの車なので、定員ぴったりで、ちょっとぎゅうぎゅうで行くことになるんですけれども、お昼ご飯につきましては、少し会場の付近で食事できればなど、今考えております。県内一斉に集うので、少し混んでいるようなので、ちょっといい場所を事務局のほうで見つきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

すみません、あと、視察研修会、昨年もトキタ種苗のほうへ行かせていただいた、その研修会について、また11月、12月頃で行ければなど今考えておりまして、もしご希望、昨年、井上さんのご希望があったので、そのような形で、どこか、こういうところがいいよとかありましたら、また来月の委員会でお伝えいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 以上で、本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和6年第8回農業委員会総会を閉会とさせていただきます

す。

ありがとうございました。

(午後1時51分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和6年8月26日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 武 井 哲 夫

署名委員 朽 原 仁